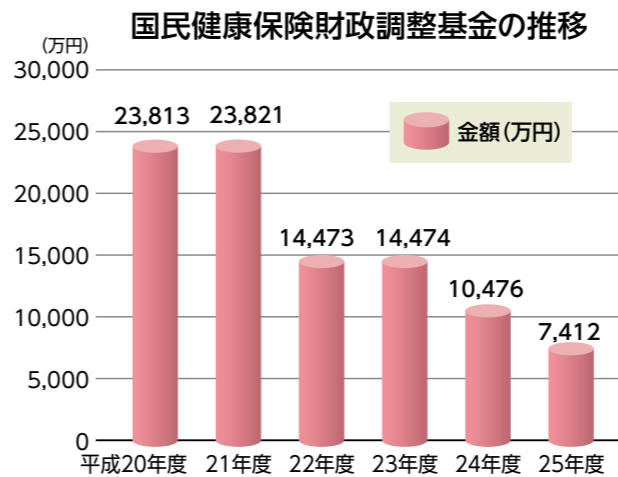
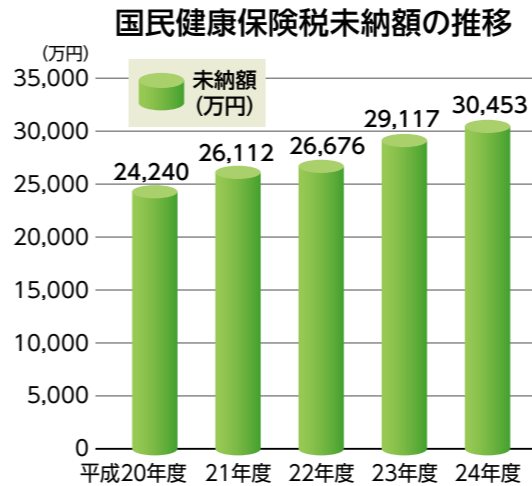


国民健康保険税、 限度額引き上げと軽減基準拡大へ

今年の3月議会において国民健康保険(以下、国保)税の限度額が引き上げられ、6月議会での専決処分の承認により軽減基準が拡大されました。これにより平成26年度課税分からは、高所得者層への負担は大きくなりませんが、低所得者層への負担が軽減されることとなりました。

昨年の本紙9月号でもお伝えしましたとおり多古町の国保事業会計については、加入者の高齢化と国保会計を支える中間世代の減少、増え続ける医療



費、景気の低迷による保険税の滞納額の増加などにより、厳しい財政状況が続いています(左グラフ参照)。しかし、これは多古町だけの問題ではなく、全国的にみられる問題だと言われています。そこで、国では中間所得層と低所得者層の負担に配慮しながら地域の実情にあわせて保険税の上限額を引き上げられるように法律をその都度改正してきました。多古町でもそれに合わせて国保税額が改定されることとなりました。

税額の計算方法と改定

今回の改定では、税率は据え置かれ、課税限度額のみを引き上げとなります(下表中の色付きの部分)。

国保に加入する方を対象に、表の各区分において計算した合計額がその年度の国保税額となり、世帯主に課税されることとなります。

また、年齢によって保険税の内訳は次のように異なります。

- 【40歳未満の人】**
医療保険分+後期高齢者支援分
- 【40歳以上65歳未満の人】**
医療保険分+後期高齢者支援分+介護保険分
- 【65歳以上75歳未満の人】**
医療保険分+後期高齢者支援分

◆後期高齢者支援分とは

75歳以上が国保制度から抜けて加入する後期高齢者医療制度において、加入者の負担を減らすために国保の現役世代が支援する分のこと。

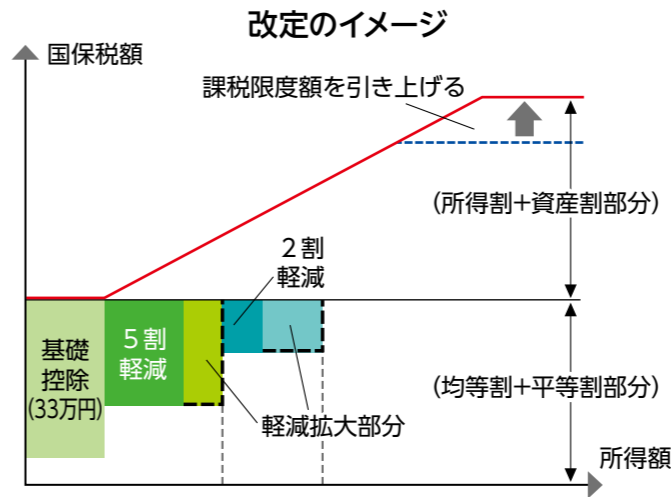
◆介護保険分とは

40歳以上が加入する介護保険制度の保険料を国保税と一緒に納める分のこと。

区分	医療保険分			後期高齢者支援分			介護保険分								
	所得割	所得に応じて計算	加入者全員の基準総所得額×7.0%	加入者全員の基準総所得額×2.4%	加入者全員の基準総所得額×1.7%	資産割	資産に応じて計算	加入者全員の固定資産税額×40%	均等割	加入者数に応じて計算	加入者の人数×18,000円	加入者の人数×12,000円	加入者の人数×15,000円	平等割	全ての世帯にかかる
改定前の限度額(合計73万円)	50万円			13万円			10万円								
改定後の限度額(合計77万円)	51万円			14万円			12万円								

保険税の軽減

課税限度額が引き上げられる一方で、低所得者層への負担を減らす軽減を拡充するための地方税法等の改正に伴い、町でも基準額の改定を行いました。保険税については、7割、5割、2割の



5割軽減・2割軽減の基準を見直す

■軽減を判定する所得基準

加入者の所得合計額が下記で計算する額以下となる場合に該当

5割軽減基準	2割軽減基準
【改定前】 ●「33万円+24万5千円×世帯主を除く加入者数」	【改定前】 ●「33万円+35万円×加入者数」
【改定後】 ●「33万円+24万5千円×世帯主を含む加入者数」と拡大	【改定後】 ●「33万円+45万円×加入者数」と拡大

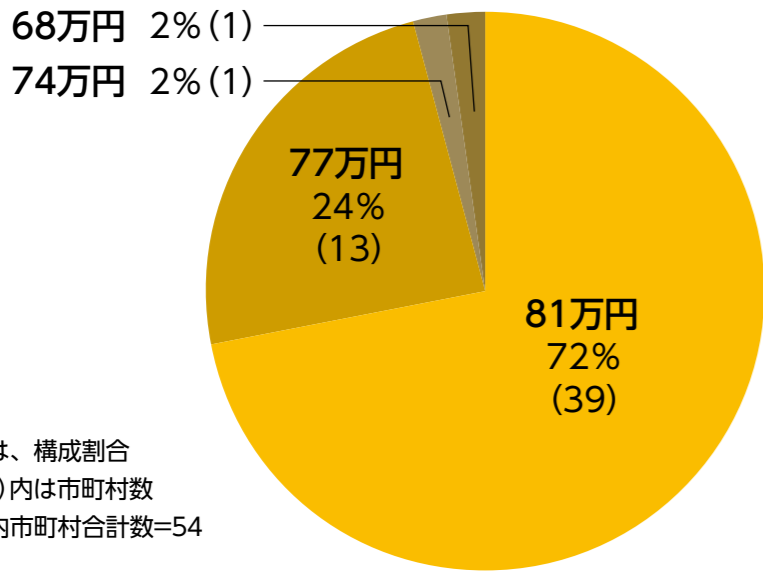
【例】両親と子ども2人の4人世帯の場合、5割軽減の対象となる所得の上限は、1,065千円から1,310千円に拡大。
同じケースで、2割軽減の対象となる額は、1,730千円から2,130千円に拡大されます。

軽減措置があり、加入者の所得合計が一定基準を満たす場合に「均等割」と「平等割」のみ適用されます。

千葉県内各自治体における限度額の状態

国が定めた新たな法定賦課限度額(医療分:51万円、後期支援分:16万円、介護分:14万円、合計81万円)への引き上げ対応状況(予定も含む)は次の通りとなっています。このことから、県内においてはほとんどの市町村が法定限度額と同額であることが伺えます。

県内市町村における平成26年度法定限度額対応状況



※%は、構成割合
※()内は市町村数
県内市町村合計数=54

国保制度を取りまく状況は、今後も全国的に厳しさを増していくと推計されています。それは、多古町においても決して他人事ではありません。国保は、私たちが安心して暮らすために欠かせることのできない社会保障制度の一つです。一人ひとりがそのことをきちんと自覚し、医療費の増加を抑制したり、きちんと納税をしたりすることが国保財政の安定運営にもつながります。この度の改定に際し国保加入者の

皆様にはご負担をお願いすることになりますが、厳しい現状をご理解いただきませうお願いいたします。

【お問合せ】

- 国保の税額に関すること
税務課課税係 ☎76-5402
- 国保の資格に関すること
住民課国保年金係 ☎76-5405